

行政情報・市からのお知らせ

くらし

大気環境の測定結果をまとめました  
平成29年度大気環境調査結果

【大気汚染に係る常時監視結果】

市内の5地点に大気汚染常時測定局を設置し、測定しました。二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・微小粒子状物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントは環境基準を満たしていませんが、それによる本市での被害発生(光化学スモッグ)の報告はありません。



騒音・振動計設置の様子

【騒音・振動測定結果】

市内の主要道路のうち、3路線の6地点において、自動車騒音・振動について調査を行いました。騒音は、6地点のうち、3地点で環境基準を達成しました。振動は、全調査地点において、いずれも要請限度値を下回りました。

※測定結果の詳しい数値は、県および市ホームページ・下記窓口でご確認ください

芦屋市 大気環境 検索



■問い合わせ 環境課 ☎38-2051

皆さんの声を市政に反映  
市民参画手続きの実施状況

市の施策を進めるにあたり、市民の皆さんのご意見を反映するための、審議会等・ワークショップ・パブリックコメントなどの結果と今後の予定です。

【平成29年度結果】

- ◇審議会等の活用 10件
- ◇ワークショップの開催 2件
- ◇協議会・公聴会の開催、アンケート調査など 12件
- ◇パブリックコメント(市民意見募集)の活用 9件

【平成30年度予定】

- ◇審議会等の活用 5件
- ◇ワークショップの開催 1件
- ◇協議会・公聴会の開催、アンケート調査など 7件
- ◇パブリックコメント(市民意見募集)の活用 7件

【平成30年度パブリックコメント活用一覧】

名称	予定	担当課
芦屋市無電柱計画化推進条例の骨子(案)	6月～7月	道路課
芦屋市無電柱化推進計画		
芦屋市自転車ネットワーク計画		
下水道事業経営戦略策定	12月	下水道課
芦屋市市民マナー条例推進計画	12月～1月	環境課
芦屋市スポーツ推進実施計画(後期)	12月～1月	スポーツ推進課
廃棄物運搬用パイプライン施設のあり方	未定	環境施設課

※詳細は、市ホームページをご覧ください

芦屋市 市民参画手続き 検索



■問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

医療費の一部助成が受けられます  
福祉医療費助成制度

7月1日からの受給要件は(下表)のとおりです。あてはまる人は申請してください。※すでに申請済みの人は必要ありません。

医療区分	対象	所得制限基準額(平成29年分所得)
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人(1日生まれの人は前月までを対象)	【区分Ⅰ】※1 市民税が課税されていない世帯であり、世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は80万円以下)
		【区分Ⅱ】※1 市民税が課税されていない世帯であり、受給者本人の年金収入とそれ以外の所得の合計が80万円以下であって、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳児 1歳から小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限なし
子ども医療費助成	小学校4年生から中学校修了前まで ※15歳になった後の3月31日まで	保護者等の所得制限：それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の所得制限：扶養人数が0人の場合192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
障害者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限：それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障害者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

※1 生年月日が昭和27年6月30日以前の人には受給要件が一部異なりますので、下記までお問い合わせください。

■福祉医療費受給者証の更新

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方は6月30日有効期間が終了します。※平成30年度(平成29年分)の所得が基準額未満の方には、6月末に新しい福祉医療費受給者証を送付します。

■現況届の提出

母子家庭等医療費助成制度を受給している人で、まだ現況届を提出していない方は、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。

■医療機関の適正受診にご協力を

救急の場合を除き、できるだけ平日の診療時間内に受診してください。

※詳細は市ホームページをご覧ください

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

芦屋市 医療費助成 検索



国民年金保険料の支払いが困難なときは

所得の減少や失業等により、保険料の納付が困難な場合には「免除制度」や「納付猶予制度」があります。

免除・納付猶予の申請を

【免除】

全額・4分の3・半額・4分の1の4種類があります。免除された期間は、受給資格期間に算入され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます。

■対象 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の人。

■保険料

種類	保険料
免除	0円
4分の3免除(4分の1納付)	4,090円
半額免除(2分の1納付)	8,170円
4分の1免除(4分の3納付)	12,260円

【納付猶予】

50歳未満の人の納付を猶予する制度。猶予された期間は受給資格期間には算入されますが、将来の年金額には反映されません。

■対象 本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の人

■保険料の追納

免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。これにより、納付済期間として将来の年金額に反映されるようになります。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には加算額が上乗せされます。

■申し込み

本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)・印鑑(代理人の場合のみ)・失業による申請の場合は離職票等を持参し、左記へ  
※マイナンバーが確認できると、手続きがスムーズになります。

問い合わせ

市民課管理係(年金担当) ☎38-2036